広　報　資　料
令和８年11月５日
生 活 安 全 局

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について

１　趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する遊技機の認定等に係る手数料の徴収について、都道府県は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）に規定する額を標準として、条例を定めることとされており、手数料の標準額にあっては、社会経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として３年ごとに見直すこととされている。

今般、警察庁において、警察職員が営業所に赴いて遊技機の性能等を確認する「実地調査」の在り方を見直し、更なる適正化及び合理化を行うことに伴い、人件費及び物件費が軽減される手続に関し、その手数料の標準額を引き下げるべく、令の一部改正を検討しているところ、改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

２　期間

令和８年11月６日（金）から同年12月５日（土）まで（30日間）

３　改正内容

(1)　検定を受けた型式に属する遊技機（遊技機試験を受けたものを除く。）に関する都道府県公安委員会の認定…令第14条の表の一の項の㈡

旧）4,340円（同一型式２台目以降は40円）
新）3,030円（同一型式２台目以降は30円）

(2)　未認定遊技機が含まれる遊技機の増設、交替その他の変更に関する都道府県公安委員会の承認（特定未認定遊技機がある場合を除く。）…令第29条の表の二の項の㈡

旧）5,200円＋未認定遊技機１台ごとに40円
新）3,900円＋未認定遊技機１台ごとに30円

４　施行期日

令和９年４月１日